

令和3年9月2日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに世田谷区立給田松の香公園を設置するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第2条別表第1に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

(名 称)	(位 置)
世田谷区立給田松の香公園	世田谷区給田一丁目3番20号

3 施行予定日

公布の日より施行予定

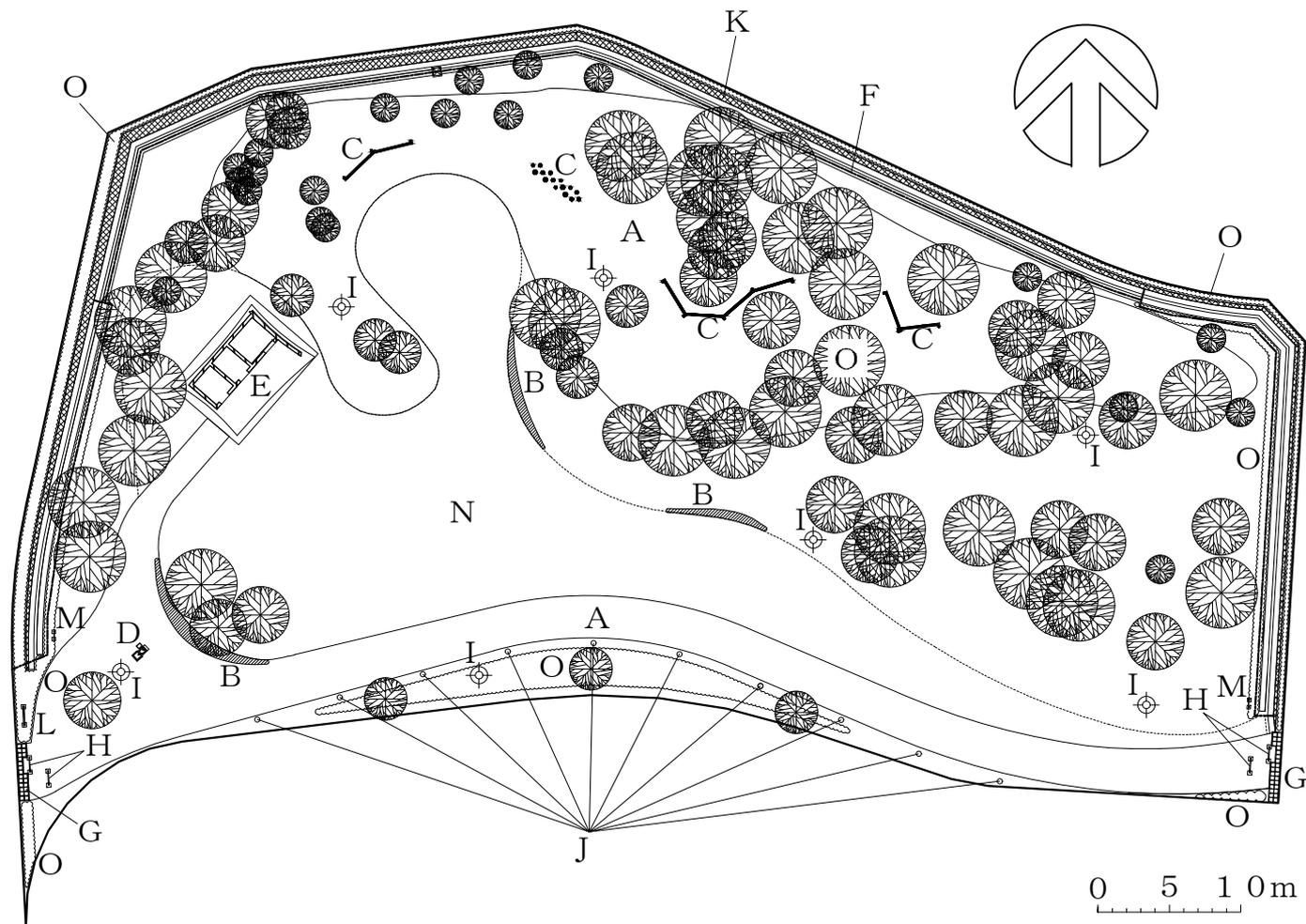
4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 世田谷区立給田松の香公園

世田谷区給田一丁目3番20号

面積 3,789.96^m2



凡 例

記号	名 称	数 量
A	ウッドチップ敷舗装	1,249.6 m ²
B	ベンチ	3 基
C	健康器具	4 基
D	水飲み	1 基
E	トイレ	1 基
F	フェンス	153.9 m
G	点字ブロック	9.0 m
H	車止め	4 基
I	公園灯	7 基
J	足元灯	10 基
K	ブロック擁壁	152.9 m
L	園名板	1 基
M	制札板	2 基
N	芝生	955.0 m ²
O	植栽	1 式

案内図



世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和3年3月9日条例第24号 <u>令和3年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 第1章 総則 附 則（令和3年3月9日条例第24号） この条例は、令和3年3月31日から施行する。 <u>附 則（令和3年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第2条関係） 1 公園 （1）世田谷地域</p>	<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和3年3月9日条例第24号</p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 第1章 総則 附 則（令和3年3月9日条例第24号） この条例は、令和3年3月31日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 1 公園 （1）世田谷地域</p>

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(2) 北沢地域		(2) 北沢地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(3) 玉川地域		(3) 玉川地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(4) 砧地域		(4) 砧地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立給田花咲き公園	東京都世田谷区給田五丁目 10 番 12 号	世田谷区立給田花咲き公園	東京都世田谷区給田五丁目 10 番 12 号
<u>世田谷区立給田松の香公園</u>	<u>東京都世田谷区給田一丁目 3 番 20 号</u>		
世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目 28 番 28 号	世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目 28 番 28 号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	